

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026年3月31日

【発行者の名称】

株式会社フロンティアハウス
(Frontier House Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長CEO 佐藤 勝彦

【本店の所在の場所】

神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目7番1号
オーシャンゲートみなとみらい8階

【電話番号】

045-319-6345(代表)

【事務連絡者氏名】

取締役CMO兼経営管理部長 古谷 幸治

【担当J-Adviserの名称】

フィリップ証券株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

03-3666-2321(代表)

【取引所金融商品市場等に関する事項】

株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社フロンティアハウス
<https://www.frontier-house.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討したうえで投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4. 【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役もしくは執行役またはこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、または公表すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽でありまたは欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。

ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、または欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり、または欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっております。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、株式会社東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 株式会社東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、または公表すべき事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明または保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1. 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第26期 (中間)	第27期 (中間)	第28期 (中間)	第26期	第27期
会計期間	自 2023年 7月1日 至 2023年 12月31日	自 2024年 7月1日 至 2024年 12月31日	自 2025年 7月1日 至 2025年 12月31日	自 2023年 7月1日 至 2024年 6月30日	自 2024年 7月1日 至 2025年 6月30日
売上高 (千円)	4,070,770	1,805,787	2,231,784	7,660,376	7,455,237
経常利益又は経常損失(△) (千円)	142,775	△24,540	△33,686	132,976	415,617
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△) (千円)	80,571	△24,806	△49,143	93,229	290,060
中間包括利益又は包括利益 (千円)	83,890	△20,372	△49,143	102,321	277,916
純資産額 (千円)	1,273,671	1,268,299	1,508,723	1,292,102	1,566,588
総資産額 (千円)	9,655,486	10,619,964	12,700,154	9,591,290	11,456,082
1株当たり純資産額 (円)	1,299.66	1,294.18	1,539.51	1,318.47	1,598.56
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	3.50	8.90
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり中間(当期)純利益又は 1株当たり中間純損失(△) (円)	82.22	△25.31	△50.15	95.13	295.98
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.2	11.9	11.9	13.5	13.7
自己資本利益率 (%)	6.3	—	—	7.2	20.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	3.7	3.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	155,322	△661,076	△1,924,786	498,984	△249,464
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△48,790	△133,003	35,519	△51,649	△288,430
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	312,338	962,996	1,426,312	249,962	765,727
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	1,531,485	1,978,829	1,581,046	1,809,913	2,037,745
従業員数 (名)	60	63	73	61	70

(注) 1. 第26期(中間)、第27期(中間)及び第28期(中間)の1株当たり配当額及び配当性向は、配当を実施していないため、記載しておりません。

(注) 2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、第26期(中間)及び第26期については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第27期(中間)については1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第27期については希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第28期(中間)については1株当たり中間純損失であり、また、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

- (注) 3. 自己資本利益率は、第26期(中間)及び第26期については連結初年度のため、中間期末(期末)自己資本に基づいて算定しております。第27期(中間)及び第28期(中間)については親会社株主に帰属する中間純損失であるため、記載しておりません。
- (注) 4. 株価収益率は、当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。
- (注) 5. 従業員数は、就業人員数を記載しております。

2. 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(飲食関連)

当中間連結会計期間において、当社を存続会社、当社の非連結子会社であった株式会社 tao tableを消滅会社とする吸収合併を行いました。

この結果、2025年12月31日現在、当社グループは、当社及び連結子会社1社により構成されております。

3. 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当社の非連結子会社であった株式会社 tao tableは、2025年12月25日付で当社を存続会社とした吸収合併を行ったため、消滅いたしました。

4. 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(名)	73
---------	----

(注) 1. 従業員数は、就業人員数を記載しております。なお、臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(注) 2. 当社グループは、不動産事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数(名)	69
---------	----

(注) 1. 従業員数は、就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)に記載しております。なお、臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(注) 2. 当社は、不動産事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1. 【業績等の概要】

(1)業績

第28期中間連結会計期間(自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

当中間連結会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境などといった労働市場の堅実な改善や、各種政策の効果により、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、米国の通商政策による景気後退への懸念や、世界的な資源・エネルギー等の価格高騰などといった不安定な国際情勢をはじめ、金利及び物価の継続的な上昇による消費者の購買意欲低下や、金融資本市場の変動による国内景気への影響など、依然として先行き不透明な状態が続いております。

当社グループの属する不動産業界においては、円安の長期化やインバウンド需要の拡大により、国内外の投資家からの国内不動産に対する注目度は高く、投資用不動産への需要については今もなお堅調に推移しております。一方で、依然として土地価格及び建設費コストの高騰に伴う不動産価格の高額化が見られるため、今後も収益性の検討において、より慎重に取り組みながら企画・開発・販売を行っていく必要があります。

このような事業環境のもと、当社グループは、不動産賃貸管理事業で安定した収益を確保しつつ、長年に亘り築き上げた不動産業界のネットワークを有効活用することで、神奈川県内や都心部の人気エリアを中心とした希少性の高い不動産用地の取得に注力し、投資用不動産及び居住用不動産の企画・開発・販売に取り組んでまいりました。当中間連結会計期間においては、投資用不動産の販売数増加などにより、売上高の増加につながった一方で、利益面においては今後の安定成長へ向けた人員補強に伴う人件費の増加や、金利上昇に伴う支払利息の増加、また当社の非連結子会社であった株式会社tao tableを吸収合併したことに伴う抱合せ株式消滅差損の計上、各段階利益を押し下げる要因となりました。

これらの結果、当中間連結会計期間の売上高は2,231,784千円(前年同期比23.6%増)、営業損失は74,936千円(前年同期は58,174千円の営業損失)、経常損失は33,686千円(前年同期は24,540千円の経常損失)、親会社株主に帰属する中間純損失は49,143千円(前年同期は24,806千円の親会社株主に帰属する中間純損失)となりました。

なお、当社グループは、不動産事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2)キャッシュ・フローの状況

第28期中間連結会計期間(自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前中間連結会計期間末と比較して397,782千円減少し、1,581,046千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、1,924,786千円(前年同期は661,076千円の使用)となりました。これは主に、棚卸資産の増加額1,617,983千円、法人税等の支払額154,928千円、仕入債務の減少額103,738千円、利息の支払額85,574千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は、35,519千円(前年同期は133,003千円の使用)となりました。これは主に、保険積立金の解約による収入141,145千円、固定資産の取得による支出79,666千円、定期預金等の預入による支出28,733千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、1,426,312千円(前年同期は962,996千円の獲得)となりました。これは主に、長期借入れによる収入1,884,400千円、長期借入金の返済による支出344,974千円、短期借入金の純減少額54,831千円、不動産特定共同事業出資受入金の減少額38,000千円によるものです。

2. 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループにおいては、請負工事や修繕、リフォーム等といった受注生産も一部行っておりますが、受注高及び受注残高の金額に重要性がないため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績は、以下のとおりであります。なお、当社グループは、不動産事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)	前年同期比(%)
不動産開発事業(千円)	1,689,109	128.4
不動産賃貸管理事業(千円)	533,802	110.1
その他事業(千円)	8,872	155.9
合計(千円)	2,231,784	123.6

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。また、割合が100分の10未満の場合は記載を省略しております。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)		当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
A社	210,018	11.6	—	—
B社	—	—	282,780	12.7

(注) 2. A社及びB社については、売買契約上守秘義務が課されていること及び相手先や当社グループにおける事業への影響等が懸念されることから、社名の公表は控えさせていただきます。

3. 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4. 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生、または2025年9月26日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、2021年1月29日にフィリップ証券株式会社との間で担当J-Adviser契約(以下「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりであります。

なお、当中間連結会計期間に係る発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社(以下「乙」という。)はJ-Adviser契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその連結会計年度の末日(連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日)に債務超過の状態である場合において(上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く。)、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。

ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続もしくは更生手続または私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかった場合となる。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)または(b)の場合の区分に従い、当該(a)または(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続または更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面。

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面。

- b 本号但し書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合または停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

(3) 破産手続、再生手続または更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続もしくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続または更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続または更生手続を必要と判断した場合)またはこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続または更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日。

- b 甲が、債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨または断念する旨を取締役会等において決議または決定した場合であって、事業の全部もしくは大部分の譲渡または解散について株主総会または普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡または解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除または第三者による債務の引受もしくは弁済に関する合意を当該債権者または第三者と行った場合(当該債務の免除の額または債務の引受もしくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日。

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)または(b)に定める場合に従い、当該(a)または(b)に定める事項に該当すること

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続または更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者または第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと

- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由または同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益または投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう。)またはこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部または一部として次の(a)または(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合

当該合併に係る新設会社もしくは存続会社または存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(本条(3) b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併またはこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式もしくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併またはこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当てにより支配株主が異動した場合(当該割当てにより支配株主が異動した場合及び当該割当てにより交付された募集株式等の転換または行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

(8) 有価証券報告書または四半期報告書並びに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書または四半期報告書並びに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。

(9) 虚偽記載または不適正意見等

次の a または b に該当する場合。

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」または「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反または上場規程に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合または委託しないこととなることが確実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使または割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議または決定(甲が純粋持株会社である場合は、主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式または取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当て先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めたときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議または決定
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議または決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当てに係る決議または決定
ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議または決定

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が株式会社東京証券取引所に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益または投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、または、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月とする。)を定めてその違反の是正または義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正または義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約を解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が株式会社東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

5. 【重要な契約等】

当社は、2025年10月28日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の非連結子会社であった株式会社tao tableを消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」という。)を行うことを決議し、同日付で両社は合併契約を締結いたしました。また、本合併に関する議案を2025年12月24日開催の臨時株主総会に付議し、その承認を得て、2025年12月25日付で本合併を行いました。

詳細は「【注記事項】(企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

6. 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7. 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日(2025年12月31日)現在において当社グループが判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2)財政状態の分析

第28期中間連結会計期間(自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、9,358,984千円(前連結会計年度末は8,032,713千円)となり、1,326,270千円増加しました。これは主に、現金及び預金が443,808千円減少したものの、仕掛販売用不動産が1,391,267千円、販売用不動産が397,534千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、3,341,170千円(前連結会計年度末は3,423,369千円)となり、82,199千円減少しました。これは主に、繰延税金資産が23,064千円増加したものの、土地が92,499千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、5,925,164千円(前連結会計年度末は4,450,948千円)となり、1,474,216千円増加しました。これは主に、未払法人税等が156,786千円、工事未払金が109,526千円減少したものの、短期借入金が1,648,468千円、前受金が61,730千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、5,266,265千円(前連結会計年度末は5,438,545千円)となり、172,279千円減少しました。これは主に、長期借入金が166,669千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、1,508,723千円(前連結会計年度末は1,566,588千円)となり、57,865千円減少しました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純損失の計上等により利益剰余金が57,865千円減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1. 【業績等の概要】 (1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】 1. 【業績等の概要】 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

当社グループは、不動産事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

1. 【主要な設備の状況】

(1) 発行者

当中間連結会計期間において、当社を存続会社、当社の非連結子会社であった株式会社 tao table を消滅会社とする吸収合併を行い、飲食店舗における一部の設備が新たに当社の主要な設備となりました。

当中間連結会計期間において増加した主要な設備は、以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
飲食店舗 (神奈川県横浜市神奈川区)	店舗設備	21,847	3,081	— (—)	524	25,453	2
賃貸物件 (神奈川県横浜市南区)	居住用不動産	926	—	9,553 (125.57)	—	10,480	—
時間貸・月極駐車場 (神奈川県横浜市他)	駐車場設備等	2,446	—	9,258 (118.14)	648	12,352	—

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、一括償却資産の合計であります。

(注) 2. 土地の帳簿価額及び面積には、借地権を含めて表示しております。

(注) 3. 時間貸・月極駐車場の所在地は複数でありますので、一括して記載しております。

(注) 4. 従業員数は、就業人員数を記載しております。なお、臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(注) 5. 飲食店舗は、賃借物件であり、その概要は以下のとおりであります。

事業所名(所在地)	設備の内容	年間賃借料(千円)
飲食店舗(神奈川県横浜市神奈川区)	店舗設備	3,490

(2) 国内子会社

当中間連結会計期間において増加した主要な設備は、以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	合計	
株式会社 ライン管理	賃貸物件 (神奈川県横浜市磯子区)	居住用不動産	7,504	4,430 (28.14)	11,934	—
株式会社 ライン管理	賃貸物件 (神奈川県横浜市保土ヶ谷区)	居住用不動産	5,234	4,427 (34.25)	9,662	—
株式会社 ライン管理	賃貸物件 (神奈川県横浜市西区)	居住用不動産	7,825	12,047 (39.69)	19,872	—

(注) 上記物件は区分所有建物であり、土地面積については、敷地権割合の面積より算出し表記しております。

2. 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当中間連結会計期間末現在における重要な設備の新設計画は、以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社	賃貸物件 (神奈川県 伊勢原市)	居住用不動産	288,148	5,000	借入金	2025年9月	2026年7月	47戸
当社	賃貸物件 (神奈川県 伊勢原市)	居住用不動産	287,142	5,000	借入金	2025年9月	2026年7月	47戸

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1. 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—

(注) 中間連結会計期間末現在発行数及び公表日現在発行数には、当社保有の自己株式20,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2025年3月17日	2025年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役 3名 当社及び当社子会社の従業員 53名 (注) 6、7	当社及び当社子会社の従業員 13名 (注) 6、7
新株予約権の数(個) ※	829	113
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 (注) 1	普通株式 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	82,900 (注) 1	11,300 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,503 (注) 2	1,503 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2027年3月22日 至 2035年1月16日	自 2027年6月28日 至 2035年4月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,503 資本組入額 (注) 3	発行価格 1,503 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5	(注) 5

※ 当中間連結会計期間の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。なお、公表日の前月末(2026年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数は、以下のとおりであります。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(注) 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額(行使価額)は、以下のとおりであります。

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

(注) 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、以下のとおりであります。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注) 4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

① 新株予約権の割当日において当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員(以下「当社の取締役等」という。)のいずれかの地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期满了もしくは定年退職の場合または、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。

② 新株予約権者は、当社普通株式が株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market以外のいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。

③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

④ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

- ⑤ 新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合(任期满もしくは定年退職の場合を除く。)、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(注) 5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱いは、以下のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込価額に、上記(注)5.③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- ⑤ 新株予約権の行使期間

上記「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)3に準じて決定する。

- ⑦ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

- ⑧ 新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定する。

- ⑨ 新株予約権の取得に関する事項

a 新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合(任期满もしくは定年退職の場合を除く。)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

b 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

(a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(b) 当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案

(c) 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

c 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(注) 6. 上記「付与対象者の区分及び人数」については、新株予約権の発行時における内容を記載しております。

(注) 7. 付与対象者の退職による権利の喪失、子会社取締役への就任及び子会社の吸収合併による組織再編等により、公表日の前月末(2026年2月28日)現在の付与対象者の区分及び人数については、以下のとおりであります。

第2回新株予約権	当社取締役	2名
	当社及び当社子会社の従業員	52名
	当社子会社元取締役	1名
第3回新株予約権	当社子会社取締役	1名
	当社及び当社子会社の従業員	12名

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年7月1日～ 2025年12月31日	—	1,000,000	—	100,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社フューチャー アセットパートナーズ	神奈川県横浜市都筑区池辺町7002番地3	656,600	67.00
佐藤 勝彦	神奈川県横浜市都筑区	323,300	32.99
株式会社アズ企画設計	埼玉県川口市戸塚二丁目12番20号	100	0.01
計	—	980,000	100.00

(注) 1. 株式会社フューチャーアセットパートナーズは、当社代表取締役社長CEO佐藤勝彦が全株式を保有する資産管理会社であります。

(注) 2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(注) 3. 上記のほか、当社保有の自己株式20,000株があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 20,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 980,000	9,800	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	9,800	—

② 【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の 氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有 株式数の合計 (株)	発行済 株式総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社 フロンティアハウス	神奈川県横浜市西区 みなとみらい 三丁目7番1号	20,000	—	20,000	2.00
計	—	20,000	—	20,000	2.00

2. 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 2025年7月から2025年12月までにおいては、売買実績はありません。

(注) 2. 最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

3. 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、当発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年7月1日から2025年12月31日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスの期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,479,317	2,035,509
売掛金	9,512	13,750
販売用不動産	1,079,727	1,477,262
仕掛販売用不動産	4,280,329	5,671,597
原材料及び貯蔵品	1,290	1,535
その他	182,535	159,329
流動資産合計	8,032,713	9,358,984
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	695,690	665,479
機械装置及び運搬具(純額)	102,062	100,465
土地	2,014,934	1,922,434
建設仮勘定	—	10,000
その他	7,260	7,181
有形固定資産合計	2,819,948	2,705,561
無形固定資産		
のれん	4,124	3,490
その他	142,777	161,295
無形固定資産合計	146,902	164,785
投資その他の資産		
投資有価証券	20,000	10,000
繰延税金資産	86,952	110,016
その他	349,566	350,806
投資その他の資産合計	456,518	470,823
固定資産合計	3,423,369	3,341,170
資産合計	11,456,082	12,700,154

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	16,576	23,243
工事未払金	491,233	381,706
短期借入金	※2 2,969,120	※2 4,617,589
1年内償還予定の社債	22,400	22,400
1年内返済予定の長期借入金	234,452	272,629
リース債務	719	719
未払法人税等	157,061	274
前受金	146,061	207,791
不動産特定共同事業出資受入金	80,000	42,000
その他	333,322	356,809
流動負債合計	4,450,948	5,925,164
固定負債		
社債	72,600	61,400
長期借入金	※2 5,126,204	4,959,534
繰延税金負債	54,449	54,225
リース債務	1,978	1,618
資産除去債務	—	4,174
その他	183,313	185,311
固定負債合計	5,438,545	5,266,265
負債合計	9,889,493	11,191,430
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金	1,468,588	1,410,723
自己株式	△2,000	△2,000
株主資本合計	1,566,588	1,508,723
純資産合計	1,566,588	1,508,723
負債純資産合計	11,456,082	12,700,154

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1,805,787	2,231,784
売上原価	1,393,677	1,763,322
売上総利益	412,110	468,461
販売費及び一般管理費	※ 470,285	※ 543,397
営業損失(△)	△58,174	△74,936
営業外収益		
受取利息	289	1,865
受取配当金	128	—
保険解約返戻金	105,130	141,057
その他	9,758	5,122
営業外収益合計	115,305	148,045
営業外費用		
支払利息	74,620	97,291
社債利息	481	388
その他	6,568	9,115
営業外費用合計	81,671	106,796
経常損失(△)	△24,540	△33,686
特別利益		
受取保険金	6,728	561
特別利益合計	6,728	561
特別損失		
退職給付費用	16,292	—
ゴルフ会員権売却損	1,554	—
抱合せ株式消滅差損	—	42,537
特別損失合計	17,846	42,537
税金等調整前中間純損失(△)	△35,658	△75,662
法人税、住民税及び事業税	2,393	△1,889
法人税等調整額	△13,245	△24,630
法人税等合計	△10,852	△26,519
中間純損失(△)	△24,806	△49,143
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△24,806	△49,143

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
中間純損失(△)	△24,806	△49,143
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,434	—
その他の包括利益合計	4,434	—
中間包括利益	△20,372	△49,143
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△20,372	△49,143

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失(△)	△35,658	△75,662
減価償却費	27,202	30,781
のれん償却額	634	634
受取利息及び受取配当金	△417	△1,865
保険解約返戻金	△105,130	△141,057
受取保険金	△6,728	△561
支払利息及び社債利息	75,102	97,680
退職給付費用	16,292	—
ゴルフ会員権売却損	1,554	—
抱合せ株式消滅差損	—	42,537
売上債権の増減額(△は増加)	△4,369	△3,648
棚卸資産の増減額(△は増加)	△644,639	△1,617,983
前払費用の増減額(△は増加)	△1,788	11,787
未収消費税等の増減額(△は増加)	24,132	30,727
未払消費税等の増減額(△は減少)	7,459	9,549
その他流動資産の増減額(△は増加)	△34,720	△23,664
その他固定資産の増減額(△は増加)	10,252	△1,234
仕入債務の増減額(△は減少)	11,866	△103,738
未成工事受入金の増減額(△は減少)	9,238	—
未払金の増減額(△は減少)	△4,993	4,016
前受金の増減額(△は減少)	36,650	61,730
その他流動負債の増減額(△は減少)	12,689	△8,737
その他固定負債の増減額(△は減少)	2,122	1,998
小計	△603,248	△1,686,709
利息及び配当金の受取額	417	1,865
保険金の受取額	6,728	561
利息の支払額	△62,370	△85,574
法人税等の還付額	13,164	—
法人税等の支払額	△15,767	△154,928
営業活動によるキャッシュ・フロー	△661,076	△1,924,786

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金等の預入による支出	△116,060	△28,733
定期預金等の払戻による収入	208,209	16,143
固定資産の取得による支出	△323,830	△79,666
固定資産の売却による収入	—	0
子会社設立による支出	△10,000	—
保険積立金の積立による支出	△58	△58
保険積立金の解約による収入	105,130	141,145
ゴルフ会員権の売却による収入	3,545	—
貸付けによる支出	—	△13,000
その他	61	△309
投資活動によるキャッシュ・フロー	△133,003	35,519
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	539,554	△54,831
長期借入れによる収入	1,149,089	1,884,400
長期借入金の返済による支出	△723,657	△344,974
社債の償還による支出	△11,200	△11,200
不動産特定共同事業出資受入金の増減額(△は減少)	13,000	△38,000
リース債務の返済による支出	△359	△359
配当金の支払額	△3,430	△8,722
財務活動によるキャッシュ・フロー	962,996	1,426,312
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	168,916	△462,954
現金及び現金同等物の期首残高	1,809,913	2,037,745
非連結子会社との合併に伴う	—	6,256
現金及び現金同等物の増加額	—	6,256
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,978,829	※ 1,581,046

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、以下のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
株式会社日本セルパン	240,000千円	－千円
非連結子会社(注)	23,128千円	－千円
計	263,128千円	－千円

(注) 当中間連結会計期間において、当社の非連結子会社であった株式会社tao tableは、当社を存続会社とする吸収合併を行ったため、消滅いたしました。

※2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
当座貸越極度額	895,000千円	1,181,600千円
借入実行残高	638,776千円	978,376千円
差引額	256,223千円	203,223千円

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
給料手当	193,067千円	259,535千円
支払手数料	51,086千円	52,195千円
租税公課	50,283千円	27,859千円
退職給付費用	320千円	2,193千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金	2,239,556千円	2,035,509千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△260,727千円	△454,462千円
現金及び現金同等物	1,978,829千円	1,581,046千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年9月27日 定時株主総会	普通株式	3,430	3.50	2024年6月30日	2024年9月30日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日(2024年12月31日)後となるもの
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年9月26日 定時株主総会	普通株式	8,722	8.90	2025年6月30日	2025年9月29日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日(2025年12月31日)後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、不動産事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

当社は、2025年10月28日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の非連結子会社であった株式会社tao tableを消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」という。)を行うことを決議し、同日付で両社は合併契約を締結いたしました。また、本合併に関する議案を2025年12月24日開催の臨時株主総会に付議し、その承認を得て、2025年12月25日付で本合併を行いました。

なお、株式会社tao tableは、会社法第784条第1項の規定に基づく略式合併の手続きにより、株主総会の承認を得ずに本合併を行っております。

1. 取引の概要

(1)対象となった企業の名称及びその事業の内容

企業の名称 株式会社tao table
事業の内容 飲食店の運営

(2)企業結合日

2025年12月25日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社tao tableを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社フロンティアハウス(当社)

(5) その他取引の概要に関する事項

株式会社tao tableは、当社グループの不動産開発事業で培ったエリア確保の優位性を活かし、飲食店の運営を行ってまいりましたが、当社グループ全体で保有する経営資源の効率化及び組織の一体化を図ることを目的として本合併を行いました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	不動産 開発事業	不動産 賃貸管理事業	その他事業	合計
顧客との契約から生じる収益	1,315,370	159,756	5,692	1,480,820
その他の収益	—	324,967	—	324,967
外部顧客への売上高	1,315,370	484,723	5,692	1,805,787

当中間連結会計期間(自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

	不動産 開発事業	不動産 賃貸管理事業	その他事業	合計
顧客との契約から生じる収益	1,689,109	200,536	8,872	1,898,518
その他の収益	—	333,266	—	333,266
外部顧客への売上高	1,689,109	533,802	8,872	2,231,784

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
1 株当たり中間純損失(△)	△25円31銭	△50円15銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△24,806	△49,143
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純損失(△)(千円)	△24,806	△49,143
普通株式の期中平均株式数(株)	980,000	980,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった 潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変 動があったものの概要	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、前中間連結会計期間については1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、当中間連結会計期間については1株当たり中間純損失であり、また、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】
該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年3月31日

株式会社フロンティアハウス

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

指 定 社 員 公認会計士 小室 豊和
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 寺島 洋希
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フロンティアハウスの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年7月1日から2025年12月31日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フロンティアハウス及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。